

平成 29 年度介護サービス事業所実地指導結果について (通所介護、通所リハビリテーション)

主な指摘事項について

【根拠法令等】

人員・設備・運営について

条例 : 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知 : 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(老企第 25 号)

介護報酬について

介護報酬告示 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚告第 19 号)

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚告第 127 号)

留意事項通知 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老企第 36 号)

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(老計第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号)

人員① 従業者の員数

条例第 100 条(通所介護)、第 120 条第 1 項(通所リハ)

従業者の職務について、辞令等により明確になっていない。

- ・生活相談員と介護職員、看護職員と機能訓練指導員等、兼務する場合は辞令や雇用契約書等文書で明確にする必要があります。
- ・解釈通知では、通所介護(通所リハビリテーション)事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置(通所リハビリテーションにおいては、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護師等、看護職員及び介護職員の配置)、管理者との兼務関係等を明確にすることとされています。

【注意】職員の勤務状況が確認できない場合、人員基準欠如や各種加算の要件を満たさない状態になることがあります!

人員② 従業者の員数

条例第 100 条

勤務実績において、看護職員が不在の日がある。

- ・通所介護事業所においては、看護職員は単位ごとに 1 以上の配置が必要です。このため、営業日や勤務時間によっては複数の看護職員が必要となる場合があります。
- ・出張や休暇等で看護職員が不在にならないよう配慮する必要があります。

運営① 提供拒否の禁止

第 61 条の 20（第 12 条の準用）

事業の実施地域内であるにもかかわらず、地理的に送迎が難しいことを理由としてサービス提供を断っている。

運営規程において通常の事業の実施地域に「八戸市」と定めている場合、当該地域の利用希望者に対して、送迎距離は提供拒否の正当な理由にはなりません。同一市内において提供地域を限定する場合は「〇〇地域」（あるいは「〇〇地域を除く」）等と明記してください。

運営② 指定通所介護の基本的取扱方針

条例第 105 条第 1 項

サービス提供後に計画が作成されている。

条例上、指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき必要な援助を行うものとされていることから、少なくともサービス提供時には通所介護計画が作成され、本人の同意を得て交付されている必要があります。

運営③ 内容及び手続の説明・同意

条例第 114 条（第 9 条の準用）

利用者の自己負担について、要支援 2 の 1 週間に 1 回利用する場合の記載がない。

平成 29 年 10 月から八戸市に所在する通所型サービス事業所の指定は、通所型サービス（A 6・独自）となったことに伴い、要支援 2 の利用者について、週あたりのサービス利用回数によるサービスコード及び単価が新たに設定されたことから、介護予防・日常生活支援総合事業の重要事項説明書においても表記してください。

通所型サービス（A 6）の算定構造（抜粋）

	利用回数	請求単位
事業対象者・要支援 1	週 1 回程度	1647 単位 + 加算
要支援 2	週 1 回程度	1647 単位 + 加算
事業対象者・要支援 2	週 2 回程度	3377 単位 + 加算

運営④ 内容及び手続の説明・同意

条例第 114 条（第 9 条の準用）

運営規程や重要事項説明書において、利用者自己負担について 2 割負担の記載がない。

- ・平成 27 年 8 月から、一定以上所得者に該当する第 1 号被保険者には 2 割負担が導入されていることから、運営規程や重要事項説明書において料金を記載する場合は、2 割負担の利用者に配慮した記載をしてください。
- ・平成 30 年 8 月から、2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が 3 割となることから、今後、重要事項説明書の内容を変更する際は御留意ください。

記載例・運営規程

〔指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額〕

第〇条 指定通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※重要事項説明書の記載については、負担割合ごとの料金表を併記する等、利用者の負担割合の変更に对应できるようにしておいてください。

※現在契約中で負担割合が変更となる利用者については、事前の説明・同意が必要となります。負担割合が変更になった場合は、新たに重要事項説明書を作成する必要はありませんが、必ず文書等で説明・同意の事実が確認できるようにしてください。

運営⑤ 通所介護計画の作成

条例第 106 条第 1 項

アセスメントが行われていない。

アセスメントを実施し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成してください。

運営⑥ 通所介護計画の作成

条例第 106 条第 1 項

- ・ 目標の期間が長期及び短期で同一となっている。
- ・ 目標の期間が設定されていない。

- ・ 条例及び解釈通知において、通所介護計画には「期間」についての定めはありませんが、利用者の目標達成の目安になることや、目標及びサービス内容について実施状況の把握や評価をする上で必要と考えられることから、計画には、期間を明確に記載することが望ましく、利用者の状況等に応じ、漫然かつ画一的なケアに繋がらないよう個別性を意識した計画としてください。
- ・ 個別機能訓練加算を算定する場合、当該訓練計画においては、居宅サービス計画、通所介護計画と連動し、整合性が保たれるよう作成してください。

運営⑦ 通所介護計画の作成

条例第 106 条第 3 項

ケアプランに関する管理者の責務が、書面で確認できない

条例上、通所介護計画の作成・説明・交付は管理者が行うこととされているため、管理者以外の従業者が計画を作成、説明、交付をする場合であっても、管理者が従業員と共同作成していることを通所介護計画書で確認できるようにしてください。

運営⑦記載例

(地域密着型) 通所介護計画書								
作成日：平成 年 月 日			前回作成日：平成 年 月 日			計画作成者：		
ふりがな	性別	大正 / 昭和		介護認定	管理者	看護	介護	機能訓練 相談員
氏名		年 月 日 歳						
通所介護利用までの経緯 (活動歴や病歴)			本人の希望					
			家族の希望					

運営⑧ 通所介護計画の作成

条例第 106 条第 3 項

通所介護計画の同意の署名欄に利用者本人の氏名が記載されていない。

条例上、通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ることとしています。

心身の状況により本人が署名できず、家族が代筆する場合は代筆者・続柄の欄を設定してください。

運営⑨ 通所介護計画の作成

条例第 106 条第 5 項

通所介護計画書の交付が書面で確認できない。

条例上、通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならないと示されています。

計画書の様式に交付日欄を設けるなど、計画書を交付したことが書面で確認できるようにしてください。

運営⑧⑨記載例

〇〇介護計画の内容について説明しました。

説明者氏名： 〇〇 〇〇 印

私は、認知症対応型共同生活介護計画について説明を受け、内容について同意しました。

平成 年 月 日 利用者氏名： 〇〇 〇〇 印

代筆者氏名： 〇〇 〇〇 (続柄：) 代筆理由：□本人が自筆できないため

□その他 ()

受領日：平成 年 月 日

運営⑩ 通所介護計画の作成

条例第 106 条第 5 項

- ・モニタリングとしての記録がない。
- ・評価日が記載されていない計画が散見される。

条例上、通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとしています。

運営⑪ 通所リハビリテーション計画の作成 条例第 124 条第 1 項

通所リハビリテーション計画を医師等の従業者が共同して作成していることが、計画書上で確認できない。

条例上、医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（医師等の従業者）は、共同して通所リハビリテーション計画を作成しなければならないとしています。

リハビリテーションマネジメントは関連スタッフが共同して行うことになっていることから、医師等の従業者による共同作成となっていることが計画書で分かるようにしてください。

運営⑪記載例

担当チーム	担当医： ○○ ○○
	●PT・OT・ST：○○（理学療法士）、○○（作業療法士）、○○（言語聴覚士） ○○（ ）、○○（ ）
	●看護・介護：○○（看護師）、○○（介護職員）、○○（ ） ○○（ ）、○○（ ）
	（ ）内は職種を記入

ご本人・ご家族への説明と同意：平成 年 月 日

ご本人サイン： ご家族サイン： 説明者サイン：

注：本計画書に記載されてる情報は、適切な介護サービスを提供するためにのみ使用いたします。

***** 居宅サービス計画原案と居宅サービス計画の違いは？*****

Q. 居宅介護支援事業所から交付される居宅サービス計画に利用者の署名押印がない場合がありますが、これは署名押印したものに差替えしてもらうべきでしょうか。

A. 居宅サービス計画原案は、サービス担当者会議において利用者の同意が得られて居宅サービス計画になります。事前交付された原案については、担当者会議に参加した場合等において利用者同意の事実を確認できることから、必ずしも本人家族の署名押印がなされた計画書をもらう必要はありません。

運営⑫ 勤務体制の確保等 条例 108 条第 1 項

利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていない。

指定通所介護事業所ごとに、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

運営⑬ サービスの提供の記録 条例第 114 条（第 20 条の準用）

記録の訂正に修正テープの使用されているものが見られる。

意図的な改ざんが疑われることから、記録の訂正については、二重線及び訂正印により行ってください。また、同様の理由により、鉛筆や消えるペンを使用しないでください。

従業者及び従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じていない。

必要な措置とは、従業者が、在職中及び退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおく、あるいは誓約書を提出してもらうことをいいます。

サービス提供の記録が整備・保存されていない。

利用者に対する指定通所介護の提供に関する記録を整備し、サービスの提供の記録については、その完結の日から 5 年間保存しなければなりません。

なお、「完結の日」とは、一般的にはサービス提供の終了日とされています。

利用者の家族の個人情報使用について、利用者家族の同意を文書により得ていない。

また、条例上、事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないと、規定しています。

サービス利用の際には、家族介護者の病気や入院といった家族の個人情報を使用することになります。よって個人情報使用同意書には、「本人」と「家族」の署名欄を作成する必要があります。

個人情報使用同意書の記載例

個人情報使用同意書		
私（利用者）及びその家族の個人情報については、下記のとおり必要最低限の範囲で使用することに同意します。		
<<略>>		
	平成 年 月 日	
<利用者>	住所 氏名	印
<家族の代表>	住所 氏名	印
利用者は、心身の状況等により署名できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。		
<署名代筆者>	住所 氏名	印

介護報酬① 所要時間を短縮した場合の算定 報酬告示 注2

2時間以上3時間未満の通所介護の算定要件を満たしていないケースが散見される。

所要時間2時間以上3時間未満として各種通所介護費を算定する場合は、アセスメント及びサービス担当者会議において検討を行い、居宅サービス計画上に利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者である旨及びサービスの内容や必要性について明記することが必要です。

介護報酬② 同一建物減算 報酬告示 注13

同一建物減算対象者の通所介護利用において、送迎減算を算定していない。

事業所と同一建物に居住している利用者に対して通所介護を行った場合は同一建物減算を算定しなければなりません。

事例：指定通所介護併設の有料老人ホームに入居している利用者において、親族宅（入居前に住んでいた住居等）に外泊した際、通所介護事業所の車両で送った。

介護報酬③ 個別機能訓練加算Ⅰ 厚生労働大臣が定める基準（厚告第95号・十六）
留意事項通知（9）

- ・常勤専従の機能訓練指導員を配置していない。
- ・機能訓練指導員を配置している曜日を予め定めておらず、利用者や居宅介護支援事業者にも周知していない。
- ・居宅訪問の実績や記録がない。

- ・個別機能訓練Ⅰの算定に当たっては、指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置することとしています。加算対象の理学療法士等が機能訓練指導員以外の職務を兼務する場合（例：看護師が機能訓練指導員と看護職員を兼務）は、専従の要件を満たしません。
- ・加算対象の理学療法士等が配置されていない日については加算の対象とはならず、営業日が週6日以上で加算対象の理学療法士等が1名のみ場合は、その理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要があります。
- ・機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月に1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行う必要があります。
- ・個別機能訓練の作成及び実施についても要件があります。加算を算定する場合は算定基準を確認し、記録により説明できるようにしてください。

介護報酬④ サービス体制強化加算

厚生労働大臣が定める基準（厚告第95号・二十三）
留意事項通知（18）

サービス提供体制強化加算について、加算要件を満たしているか確認ができない。

加算要件である職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとしています。よって、加算を算定しようとする事業所においては、毎月の状況を記録する必要があります。

介護報酬⑤ 生活機能向上グループ活動加算

報酬告示 口
留意事項通知（1）

- ・生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所介護事業所の介護予防通所介護従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画を作成していることが確認できない。
- ・介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていない。

- ・生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できます。
- ・集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できません。
- ・当該加算を算定する場合には、①生活機能向上グループ活動の準備、②利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定、③生活機能グループ活動の実施方法といった要件を満たすことが必要です。

【参考事例】

運営 指定通所介護の基本的取扱方針

条例第105条

慰問を受けることの多い利用者が、逆に幼児の施設に出向き、自作の紙芝居の披露や、作品の寄贈を行うなど、利用者の活躍により地域貢献や地域交流に繋がる機会を設けている。

